

「和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 令和3年度～令和5年度（素案）の公募意見（パブリックコメント）」に対する実施結果の概要は、以下のとおりです。

1. パブリックコメントの募集期間

令和3年1月4日（月）～令和3年1月29日（金）

2. 意見提出者状況

提出者数2名 意見件数6件

3. 今回いただきました貴重なご意見は、今後の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営の参考にさせていただきたいと考えております。

①計画全般について

意見	回答
<p>地方自治体が行うすべての事業は、日本国憲法、及び地方自治の基本法である地方自治法の基本理念に基づいて行われなければなりません。特に憲法前文、憲法第11条、第13条、第15条、第25条、第98条、地方自治法第1条に反する事業は行うことはできません。「素案」の全体像は、この基本理念から明白に逸脱しており、全面的な見直しが必要と考えられます。</p> <p>法的根拠(素案7頁)として、「老人福祉法第20条の8」をあげていますが、「計画」は同法第1条、第2条、第3条、第4条に基づいて策定されることはいうまでもありません。「素案」の全体像は、老人福祉法の基本理念からも明確に逸脱しています。また、介護保険法は、法そのものが、憲法違反との指摘が学者・法曹関係者からなされているものであり、同法第11条を法的根拠とすることは、上記と同様の逸脱をおかすこととなります。</p>	<p>本計画につきましては、「老人福祉法第20条の8」及び「介護保険法第117条」の規定に基づき、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等を踏まえ策定を行っております。なお、いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

②介護予防・重度化防止の推進について

意見	回答
<p>素案41頁にある「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」は、名称に「効率的な運営」という語句を用いています。地方自治法第1条で既定するのは「民主的にして能率的な行政」です。「効率的」と「能率的」は相反する政策理念です。地方自治の基本法に反する「法律」に基づいて「地方行政」を行うことはできません。</p>	<p>計画の文言等について、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

③介護予防・日常生活支援総合事業について

意見	回答
<p>要支援1, 2のホームヘルパー（訪問介護）とデイサービス（通所介護）は「総合事業」（介護予防・日常生活支援総合事業）のサービスに安易に移行せず、利用者の意見要望を尊重してください。</p>	<p>介護予防サービスの総合事業への移行も含め、これまで介護申請ならびにサービスの利用については利用者の意見要望を尊重しております。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただき、事業運営につとめてまいります。</p>

④介護保険料、利用者負担について

意見	回答
これ以上保険料を上げないでください。 年金生活者にとって、国民健康保険料を含め、生活を維持できなくなります。	計画期間3年間の推計した介護サービス費用等の見込額に基づき計画期間中の保険料額を決定します。第8期については、要介護認定者数の増加に伴う給付量の増加により保険料が上がると見込まれます。
保険料の所得段階を細分化するとともに高額所得者には応分の負担を求め、低所得者の保険料は軽減をはかってください。	本計画では、国が定める基準所得段階から細分化を行い、収入に応じた段階設定を行います。また、今後も国の制度を活用して、低所得者の軽減につとめてまいります。
生活に困っている人の介護保険料減免制度を拡充してください。新型コロナ減免制度を延長し改善してください。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただき、国の制度等を活用し、介護保険制度の運営につとめてまいります。

●パブリックコメント以外における事項について

91ページ「本市の所得段階区分の基準」について、素案作成後、厚生労働省老健局介護保険計画課から「平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて」の事務連絡がありました。同事務連絡により税制改正による影響や不利益が生じないように介護保険法施行令の規定等が見直されたことから、素案に示した第9段階から第14段階の所得段階区分の基準を次のとおり変更しようとするものです（第7期と同範囲）。

改正後		改正前	
所得区分	内容	所得区分	内容
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上410万円未満の人
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が410万円以上510万円未満の人
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が510万円以上610万円未満の人
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が610万円以上710万円未満の人
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が710万円以上810万円未満の人
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上	第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が810万円以上